

2023年10月27日

デイサービス事業者各位
関係団体各位

《入浴介助加算Ⅰ算定に関する厚労省案に対する声明》

一般社団法人日本デイサービス協会
理事長 森 剛士

2023年10月23日に開催された第229回社会保障審議会・介護給付費分科会 1. 令和6年度介護報酬改定に向けて(通所介護、認知症対応型通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護)において通所介護等の入浴介助加算についてその算定要件の検討がされたところです。

厚生労働省から入浴介助加算Ⅰの算定要件として入浴介助に関する研修の実施を盛り込む案が提出されました。入浴介助の自立支援やサービスの質を高めるといった観点から、その研修の必要性は理解できるものの現在の通所介護現場における人員不足は運営継続が危ぶまれるほどに陥っています。

今後検討されるものと思われませんが研修の内容、実施方法、受講後でないと入浴介助加算Ⅰが算定できなくなるなどといった厳しい要件になれば入浴サービス自体を取りやめる事業所も出てくる可能性があります。要介護高齢者にとって入浴サービスは清潔保持の観点だけでなくご自身が望む在宅生活を維持していくなかの尊厳の維持に大きく影響があるものと考えております。研修の要件検討の際には、現場の状況をしっかり把握した上で出来るだけ負担のない方法や要件となるように強く要望いたします。

また現在の入浴介助加算については、2021年4月の前回改正において、Ⅰ、Ⅱに分けられⅠは点数が引下げられております。Ⅱの算定においては自立支援に向けた取組が算定要件になり、その取得の厳しさから算定率は10%前後と多くのデイサービスが取組を諦めてしまっている実情となっております。これは約90%入浴サービスを提供する事業者が減収となったことを意味しています。昨今の物価高騰、エネルギー関連費の増大に加え、人材不足から採用費や派遣費用などが大幅に増えることでデイサービス事業者の経営はもはや崩壊寸前となっております。これ以上報酬が下がれば継続が困難になっていきます。

重度で寝たきりや立位保持が難しい方においては、入浴介助の負担も大きく機械浴槽を活用した入浴では入浴介助加算Ⅰの低い単位となり、その負担と見合わない報酬設定になっており介護現場の不満に繋がっております。改めて要介護高齢者に対する入浴の重要性に加え、介護従事者の負担を加味した報酬設定になるように評価をお願いします。

合わせて今後も一定期間、要介護者は増大することが予測されており、これ以上の基本報酬単価のマイナスは需給バランスを大きく崩すこととなる懸念があることから、次期報酬改定において、在宅サービスの要の1つであり、通所介護事業の整備が社会保障費の抑制にも効果を期待されることから、通所介護事業の基本報酬単価については再評価をしてお願いいたします。